

静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則

平成 27 年 4 月 1 日 細則第 49 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則（以下「貸付料等規則」という。）第 5 条に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「大学」という。）の施設のうち、講義室、講堂、体育館その他の部屋（付帯する設備を含む。以下「講義室等」という。）を学外者に対して、一時的に貸し付ける場合の貸付料の額その他必要な事項を定める。

(貸付料の額)

第 2 条 講義室等を貸し付ける場合の貸付料（基本料、施設使用料及び空調使用料）の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、法人又は大学が共催する場合の貸付料は、無償とすることができる。

(貸付料の納付)

第 3 条 使用者は、貸付料を、法人が発する請求書に定める期日までに納入しなければならない。

(貸付料の減免申請)

第 4 条 貸付料の減免を受けようとする者は、次条第 1 項の申請をするときに、併せて講義室等貸付料減免申請書（様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、減免の承認又は不承認を決定し、次条第 2 項の貸付許可書と併せて決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

(貸付許可手続)

第 5 条 講義室等の貸付許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講義室等貸付申請書（様式第 3 号）を原則として使用開始予定日の 1 か月前までに、施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 施設管理者は、前項の申請内容について、次の各号に規定する要件のいずれにも該当すると認めるときは、申請者に対して講義室等貸付許可書（様式第 4 号）を交付する。

(1) 法人及び大学の運営、業務及び教育研究に支障がないこと。

(2) 次のいずれかに該当する場合であること。

ア 学会、研究会、研修会等の事業の用に供する場合

イ 各種試験、講演会等の事業の用に供する場合

ウ その他、施設管理者が認めた場合

(3) 土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に行うものであること。

3 施設管理者は、前項第 1 号及び第 2 号に該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、同項第 3 号に該当しない場合であっても許可することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を許可しない。

(1) 教育研究又は行事に支障が生ずるおそれがあるとき。

(2) 施設等を破損又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 使用目的が営利目的であるとき。ただし、施設管理者が特に認めたときは、この限りではない。

(4) 申請者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) その他施設管理上支障が生ずるおそれがあるとき。

5 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用者が使用条件に違反したとき。

(2) 公益を害するおそれが生じたとき。

(3) 前項各号に規定する事態が発生したとき。

（委任）

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

講義室等貸付料減免申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則第6条の規定により、講義室等貸付料の減免を受けたいので、静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第4条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 日時 年 月 日 時から 時まで（計 時間）

2 施設名 大学名
棟名
部屋の名称（番号）

3 理由

様式第2号（第4条関係）

決定通知書
(講義室等貸付料減免の承認・不承認)

年 月 日

様

静岡県公立大学法人理事長

年 月 日付で申請のあった講義室等貸付料の減免について、下記のとおり通知します。

記

- 1 講義室等貸付料の減免を 承認 ・ 不承認 する。
- 2 貸付料の額（静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則別表の額）
円
- 3 減免額
円
- 4 減免承認又は不承認後の貸付料の額
円
- 5 その他必要な事項等

様式第3号（第5条関係）

講義室等貸付申請書

年 月 日

施設管理者

（ 静岡県立大学事務局長
静岡県立大学短期大学部事務部長 ） 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用日時 年 月 日 時から 時まで（計 時間）
- 3 使用を希望する施設名 大学名
棟名
部屋の名称（番号）
- 4 使用人数（予定） 名
- 5 その他利用を希望する事項
・空調設備の利用 有（ 時から 時まで 計 時間） 無
・駐車場の利用 有（ 台） 無
・その他
- 6 添付資料（講義室等で開催する試験・研修会等の計画概要、スケジュール等）
- 7 連絡先
・所属部署
・担当者の職・氏名
・所在地 〒
・電話番号
・FAX番号（任意）
・E-mail（任意）

様式第4号（第5条関係）

講義室等貸付許可書

年 月 日

様

施設管理者

（ 静岡県立大学事務局長
静岡県立大学短期大学部事務部長 ）

静岡県公立大学法人講義室等の貸付料の額等に関する細則第5条第2項及び第3項の規定により、次のとおり許可します。

記

1 使用目的

2 貸付許可施設

3 貸付日時 年 月 日 時から 時まで（計 時間）

4 貸付条件 別記の貸付条件を遵守すること。

5 貸付料の額 円

【別記】 講義室等の貸付に係る貸付条件

(使用上の遵守事項)

- ・許可された施設を目的以外の用途に使用しないこと。
- ・許可された施設を他の者に転貸し、又は担保に供しないこと。
- ・許可された施設以外の場所に立ち入らないこと。
- ・施設、設備及び物品をき損し、又は汚損しないこと。
- ・火災予防に細心の注意を払い、構内全面禁煙を遵守すること。
- ・大学周辺地域の迷惑駐車を防止するための措置を講じること。
- ・使用後は整理清掃し、施設、設備等を原状回復したうえで返還すること。
- ・その他施設管理者の指示に従うこと。

(使用許可事項の変更等)

- ・使用者は、許可事項に変更が生じた場合又は使用を取りやめる場合は、速やかに施設管理者に申し出て、その許可又は承認を得なければならない。

(実地調査等)

- ・施設管理者は、貸付を許可した施設について、随時に実地調査し、又は使用者に対し所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(使用許可の取消等)

施設管理者は、使用者が上記の遵守事項に違反した場合及び次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じるとともに、貸付許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 貸付許可の条件に違反したとき
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (3) 当該使用により法人施設等の本来の目的または用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
- (4) 公益を害し、または秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
- (5) 法人又は大学において、当該講義室等を使用する必要が生じたとき

(契約不適合及び保険負担)

- ・法人は、施設、設備等について、契約不適合及び保険負担の責任を負わない。

(事故及び事件等の責任)

- ・法人は、施設内における盗難や紛失等事故や事件に関し、その責を負わない。

(貸付料の不還付)

- ・既納の貸付料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用ができなくなったときは、この限りでない。

(損害賠償)

- ・使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷に係る法人施設等の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- ・使用者は、貸付条件等を遵守しないため法人に損害を与えた場合には、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(その他)

- ・施設管理者が指示する事項

別表（第2条関係）

1 静岡県立大学の講義室等の基本料及び施設使用料の額

| 基本料 | 4,500 | | | |
|---------|---------|--------------|---------------------|-------|
| 区分 | 場所 | 面積 (単位：㎡) | 1日当たりの貸付料 (単位：円) | |
| はばたき棟 | 1003 | 下食堂 | 224 | 4,500 |
| | 1306 | 特別会議室 | 138 | 2,700 |
| | 1314-1 | 第2会議室 | 90 | 1,800 |
| | 1315 | 第3会議室 | 180 | 3,600 |
| | 1317-1 | 第4会議室 | 90 | 1,800 |
| 一般教育棟 | 2100 | カレッジホール | 296 | 6,000 |
| | 2103 | 講義室 | 223 | 4,500 |
| | 2106 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 2107 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 2108 | 講義室 | 72 | 1,400 |
| | 2109 | 講義室 | 105 | 2,100 |
| | 2215 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 2216 | 講義室 | 72 | 1,400 |
| | 2217 | 講義室 | 70 | 1,400 |
| | 2218 | 演習室 | 35 | 700 |
| | 2309 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 2312 | 講義室 | 72 | 1,400 |
| | 国際関係学部棟 | 3100 | カレッジホール | 296 |
| 3104 | | 演習室 | 33 | 600 |
| 3105 | | 演習室 | 35 | 700 |
| 3106 | | 講義室 | 70 | 1,400 |
| 3107 | | 講義室 | 72 | 1,400 |
| 3108 | | 講義室 | 153 | 3,100 |
| 3110 | | 講義室 | 72 | 1,400 |
| 3215 | | 講義室 | 72 | 1,400 |
| 3219 | | 講義室 | 72 | 1,400 |
| 3312 | | 演習室 | 35 | 700 |
| 3313 | | 講義室 | 70 | 1,400 |
| 3314 | | 講義室 | 72 | 1,400 |
| 3315 | | 講義室 | 153 | 3,100 |
| 3316 | | 講義室 | 153 | 3,100 |
| 3317 | | 講義室 | 107 | 2,100 |
| 経営情報学部棟 | 4100 | カレッジホール | 296 | 6,000 |
| | 4104 | 講義室 | 68 | 1,300 |
| | 4105 | 講義室 | 70 | 1,400 |
| | 4106 | 講義室 | 72 | 1,400 |
| | 4107 | 講義室 | 129 | 2,600 |
| | 4109 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 4110 | 講義室 | 70 | 1,400 |
| | 4111 | 講義室 | 222 | 4,500 |
| | 4208 | 演習室 | 35 | 700 |
| | 4209 | 演習室 | 35 | 700 |
| | 4211 | 演習室 | 72 | 1,400 |
| | 4212 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 4213 | 講義室 | 153 | 3,100 |
| | 4314 | 講義室 | 153 | 3,100 |

| 区 分 | 場 所 | 面 積 (単位：㎡) | 1日当たりの貸付料 (単位：円) |
|--------------------|--------------------|---------------|---------------------|
| 食品栄養科学部棟 | 5100 カレッジホール | 214 | 4,300 |
| | 5211 講義室 | 134 | 2,700 |
| | 5216 講義室 | 69 | 1,300 |
| | 5217 講義室 | 65 | 1,300 |
| | 5313 講義室 | 45 | 900 |
| | 5314 講義室 | 89 | 1,800 |
| | 5319 講義室 | 134 | 2,700 |
| 薬学部棟 | 6100-2 カレッジホール | 214 | 4,300 |
| | 6128 講義室 | 139 | 2,800 |
| | 6226 講義室 | 139 | 2,800 |
| | 6329 講義室 | 139 | 2,800 |
| 食品栄養科学部 2号棟 | 12101 小講義室 | 44 | 800 |
| | 12109 大講義室 | 119 | 2,400 |
| 看護学部棟 (草薙キャンパス) | 13100 カレッジホール | 226 | 4,500 |
| | 13215 講義室 | 93 | 1,800 |
| | 13302 講義室 | 97 | 1,900 |
| | 13402 講義室 | 97 | 1,900 |
| | 13407 演習室 | 31 | 600 |
| | 13408 演習室 | 30 | 600 |
| | 13409 演習室 | 31 | 600 |
| | 13411 講義室 | 270 | 5,400 |
| | 13412 演習室 | 31 | 600 |
| | 13413 演習室 | 30 | 600 |
| | 13414 演習室 | 31 | 600 |
| | 教育文化施設棟 (学生ホール) | 7101 ホール (食堂) | 1,051 |
| 7201 ホール | | 296 | 6,000 |
| 小講堂 | | 608 | 12,300 |
| 大講堂 | | 1,687 | 34,200 |
| 体育館 | | 4,649 | 94,200 |

- 注) 1 利用時間が4時間以下の場合は、上記の貸付料の1/2の額とする。
2 施設管理者は、この表で規定する額のほか、管理上の経費等が特に必要となる場合は、その実費相当額を徴収することができる。
3 貸出し時間は原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、施設管理者が許可した場合は延長を認める。

2 静岡県立大学の講義室等の空調使用料の額

| 場 所 | 面 積 (単位：m ²) | 空調使用料金 (1時間あたり) |
|--------------|-----------------------------|--------------------|
| 1003 下食堂 | 224 | 2,000 |
| 1306 特別会議室 | 138 | 900 |
| 1314-1 第2会議室 | 90 | 500 |
| 1315 第3会議室 | 180 | 900 |
| 1317-1 第4会議室 | 90 | 500 |
| 2103 講義室 | 223 | 2,000 |
| 2106 講義室 | 153 | 900 |
| 2107 講義室 | 153 | 900 |
| 2108 講義室 | 72 | 500 |
| 2109 講義室 | 105 | 900 |
| 2215 講義室 | 153 | 900 |
| 2216 講義室 | 72 | 500 |
| 2217 講義室 | 70 | 500 |
| 2218 演習室 | 35 | 300 |
| 2309 講義室 | 153 | 900 |
| 2312 講義室 | 72 | 500 |
| 3104 演習室 | 33 | 300 |
| 3105 演習室 | 35 | 300 |
| 3106 講義室 | 70 | 500 |
| 3107 講義室 | 72 | 500 |
| 3108 講義室 | 153 | 900 |
| 3110 講義室 | 72 | 500 |
| 3215 講義室 | 72 | 500 |
| 3219 講義室 | 72 | 500 |
| 3312 演習室 | 35 | 300 |
| 3313 講義室 | 70 | 500 |
| 3314 講義室 | 72 | 500 |
| 3315 講義室 | 153 | 900 |
| 3316 講義室 | 153 | 900 |
| 3317 講義室 | 107 | 900 |
| 4104 講義室 | 68 | 500 |
| 4105 講義室 | 70 | 500 |
| 4106 講義室 | 72 | 500 |
| 4107 講義室 | 129 | 900 |
| 4109 講義室 | 153 | 900 |
| 4110 講義室 | 70 | 500 |
| 4111 講義室 | 222 | 2,000 |
| 4208 演習室 | 35 | 300 |
| 4209 演習室 | 35 | 300 |
| 4211 演習室 | 72 | 500 |
| 4212 講義室 | 153 | 900 |
| 4213 講義室 | 153 | 900 |
| 4314 講義室 | 153 | 900 |
| 5211 講義室 | 134 | 900 |
| 5216 講義室 | 69 | 500 |
| 5217 講義室 | 65 | 500 |
| 5313 講義室 | 45 | 300 |
| 5314 講義室 | 89 | 500 |
| 5319 講義室 | 134 | 900 |
| 6128 講義室 | 139 | 900 |
| 6226 講義室 | 139 | 900 |
| 6329 講義室 | 139 | 900 |
| 12101 小講義室 | 44 | 300 |
| 12109 大講義室 | 119 | 900 |
| 13215 講義室 | 93 | 500 |
| 13302 講義室 | 97 | 500 |
| 13402 講義室 | 97 | 500 |
| 13407 演習室 | 31 | 300 |
| 13408 演習室 | 30 | 300 |
| 13409 演習室 | 31 | 300 |
| 13411 講義室 | 270 | 2,000 |
| 13412 演習室 | 31 | 300 |
| 13413 演習室 | 30 | 300 |
| 13414 演習室 | 31 | 300 |
| 7101 ホール(食堂) | 1,051 | 9,000 |
| 7201 ホール | 296 | 2,000 |
| 小講堂 | 608 | 6,000 |
| 大講堂 | 1,687 | 14,000 |

3 静岡県立大学短期大学部の講義室等の基本料及び施設使用料の額

| 基本料 | | 4,500 | |
|--------|----------|---------------|---------------------|
| 区 分 | 場 所 | 面 積 (単位：㎡) | 1日当たりの貸付料 (単位：円) |
| 事務棟 | 講堂 | 387 | 13,000 |
| | 講師控室 | 18 | 600 |
| | 食堂 | 301 | 10,100 |
| 教育棟 | 102講義室 | 107 | 3,600 |
| | 103講義室 | 107 | 3,600 |
| | 104講義室 | 107 | 3,600 |
| | 105講義室 | 107 | 3,600 |
| | 106講義室 | 81 | 2,700 |
| | 201セミナー室 | 31 | 1,000 |
| | 202セミナー室 | 33 | 1,100 |
| | 203セミナー室 | 33 | 1,100 |
| | 204講義室 | 93 | 3,100 |
| | 205講義室 | 132 | 4,400 |
| | 206講義室 | 93 | 3,100 |
| | 207講義室 | 93 | 3,100 |
| | 208講義室 | 62 | 2,000 |
| | 209講義室 | 62 | 2,000 |
| | 251講義室 | 118 | 3,900 |
| | 252講義室 | 118 | 3,900 |
| | 253講義室 | 234 | 7,800 |
| | 254講義室 | 234 | 7,800 |
| | 255講義室 | 231 | 7,700 |
| | 306講義室 | 47 | 1,500 |
| | 307講義室 | 47 | 1,500 |
| | 308講義室 | 47 | 1,500 |
| 309演習室 | 24 | 800 | |
| 310演習室 | 24 | 800 | |
| 311演習室 | 24 | 800 | |
| 312演習室 | 24 | 800 | |
| 313演習室 | 24 | 800 | |
| 314演習室 | 24 | 800 | |
| 体育館 | アリーナ | 1129 | 38,000 |
| | 多目的室 | 117 | 3,900 |
| クラブ棟 | 和室 | 35 | 1,100 |

- 注) 1 利用時間が4時間以下の場合、上記の貸付料の1/2の額とする。
 2 施設管理者は、この表で規定する額のほか、管理上の経費等が特に必要となる場合は、その実費相当額を徴収することができる。
 3 貸出し時間は原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、施設管理者が許可した場合は延長を認める。

4 静岡県立大学短期大学部の講義室等の空調使用料の額

| 区 分 | 場 所 | 面 積 (単位：㎡) | 空調使用料 (1時間あたり) |
|--------|----------|---------------|-------------------|
| 事務棟 | 講堂 | 387 | 2,000 |
| | 講師控室 | 18 | 300 |
| | 食堂 | 301 | 2,000 |
| 教育棟 | 102講義室 | 107 | 900 |
| | 103講義室 | 107 | 900 |
| | 104講義室 | 107 | 900 |
| | 105講義室 | 107 | 900 |
| | 106講義室 | 81 | 500 |
| | 201セミナー室 | 31 | 300 |
| | 202セミナー室 | 33 | 300 |
| | 203セミナー室 | 33 | 300 |
| | 204講義室 | 93 | 500 |
| | 205講義室 | 132 | 900 |
| | 206講義室 | 93 | 500 |
| | 207講義室 | 93 | 500 |
| | 208講義室 | 62 | 500 |
| | 209講義室 | 62 | 500 |
| | 251講義室 | 118 | 900 |
| | 252講義室 | 118 | 900 |
| | 253講義室 | 234 | 2,000 |
| | 254講義室 | 234 | 2,000 |
| | 255講義室 | 231 | 2,000 |
| | 306講義室 | 47 | 300 |
| | 307講義室 | 47 | 300 |
| | 308講義室 | 47 | 300 |
| | 309演習室 | 24 | 300 |
| | 310演習室 | 24 | 300 |
| | 311演習室 | 24 | 300 |
| | 312演習室 | 24 | 300 |
| 313演習室 | 24 | 300 | |
| 314演習室 | 24 | 300 | |
| 体育館 | アリーナ | 1129 | - |
| | 多目的室 | 117 | 900 |
| クラブ棟 | 和室 | 35 | 300 |